

土砂災害が発生した場合に危険な区域（土砂災害特別警戒区域等）に立地する被災した住宅の再建・移転等に係る補助

輪島市土砂災害特別警戒区域内の被災住宅再建支援事業補助金

令和6年1月1日以降の対象事業に適用可！

◆ 移転費支援：被災した土砂災害警戒等区域内の住宅の除却必須

被災住宅の
除却費※1

＋ 移転等経費

各種申請・保険加入料、
引越費用、敷金・礼金・
家賃（1年分）※2等

＋ 住宅の建設・
購入費等

土地取得・空家改修・
建設費等

土砂災害特別警戒区域等



（移転先は石川県内かつ土砂災害警戒区域外に限る。）

の10/10 最大300万円の補助

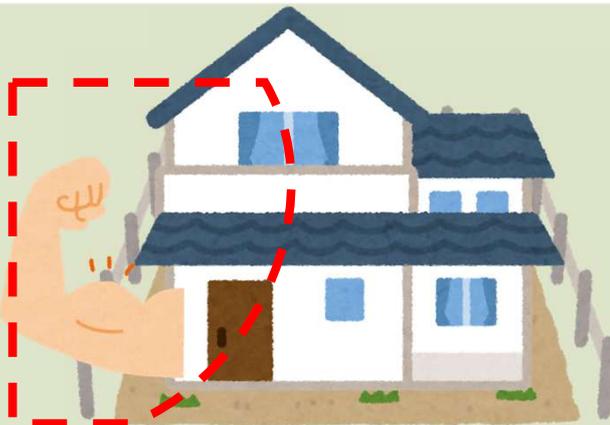
※1 除却後の跡地に関しては、住宅（居室を有する建築物）を建設しない土地利用、適切な管理が必要です。
※2 復興基金事業（転居費用・賃貸入居支援事業）と重複する場合は、重複する金額分が差し引かれます。

◆ 補強費支援※

補強工事費等の1/2
（設計費含む）

最大150万円の補助

土砂災害特別警戒区域等



※ 建築物の構造の確認が必要です。
構造・補強内容等に関しては特定行政庁である石川県（奥能登土木総合事務所分室建築課）へご相談ください。

土砂災害警戒区域等とは、

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」の第9条第1項に規定する土砂災害特別警戒区域、同法第4条第2項の規定により県から通知のあった基礎調査の結果に基づく土砂災害特別警戒区域に相当する区域のことをいう。

災害危険区域内外の確認サイト

【土砂災害情報システムSABOアイ】（石川県砂防課）

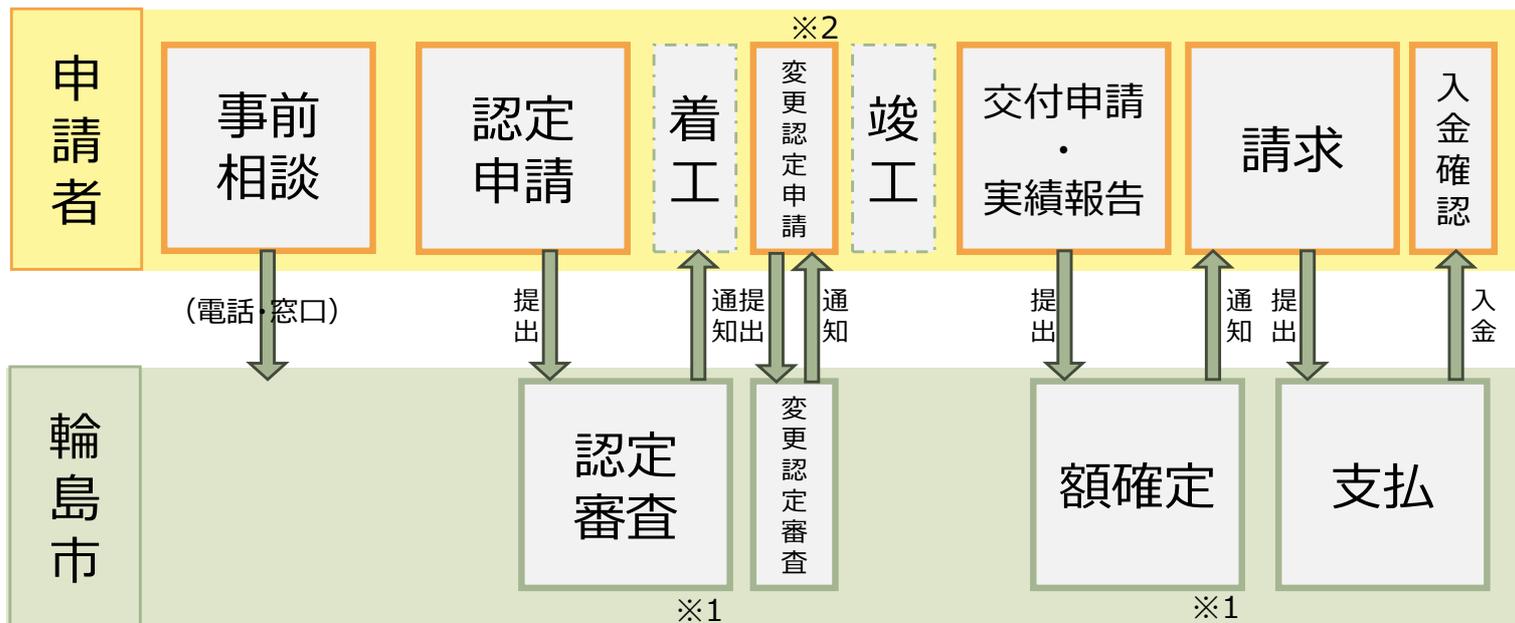
<https://sabo.pref.ishikawa.lg.jp/sabo-i/dispatch?disp=TOP>

▶QRコード



詳しくは、
上記及び裏面の要件等をご確認、ご相談ください。

補助の流れ



補助要件のチェック

補助対象者

右欄のいずれにも該当する者

- 土砂災害特別警戒区域等内の被災住宅に区域指定前から居住していること
- 被災住宅が「半壊」以上の判定を受けて、被災者生活再建支援制度の対象となったこと
- 市税の滞納がないこと

事業条件

住宅移転費支援事業

- 被災住宅の除却を行うこと
- イエローゾーン（土砂災害警戒区域等）の区域外に移転すること
- 移転先が石川県内であること
- 除却後の跡地に住居の用に供する建築物を建築しないこと

住宅補強費支援事業

- 被災住宅の存する敷地で建替え等(部分建替えを含む。)を実施すること
- 建替え等に係る住宅又は住宅の部分が、レッドゾーン（土砂災害特別警戒区域等）の区域に係る部分に補強工事を行うこと



< 窓口 > 輪島市建設部まちづくり推進課

輪島市二ツ屋町 2 - 2 9 輪島市役所 本館 2 階

電話番号 (0768) 23- 1156